

若者・移住者交流会運営事業 業務委託仕様書

〔1〕 委託業務名 若者・移住者交流会運営事業 業務委託

〔2〕 目 的

都市部で働く若者を対象に、松山の暮らしやすさや、転職情報、子育て環境などを知ることができる交流会を開催し、若者世代の UIJ ターンを促進するほか、移住後の生活面の不安の解消や、人的ネットワークの構築を目的に、移住者等を対象とした交流会を開催することで、移住者の定住を促進する。

〔3〕 履行期間 契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日まで

〔4〕 履行場所 市長が指定する場所

〔5〕 業務内容

都市部に就職したものの通勤ラッシュや、子育て環境など都会での生活に不安を抱き、松山への UIJ ターンや、転職等を検討している若者を対象に、東京と大阪で交流会を開催するほか、移住検討者も参加できる移住者交流会を松山で開催する。

〔6〕 業務項目

1. 移住を検討している若者を対象とした交流会の開催（東京・大阪）

移住を検討している 20・30 代の若者を対象に、仕事や子育て環境を含めた松山の暮らしについて知ることができる交流会を開催する。交流会は東京と大阪で各 1 回行い、転職を支援している関係団体や先輩移住者などと連携して、転職や移住の相談を行う。

（1）参加者

- ・移住を検討している、20・30 代の若者（子育て世帯・学生も含む。）
- ・各回、20 名程度の参加を基本とすること。

（2）開催方法

- ・現地会場を設けるリアル形式を基本とする。ただし、交流会のカリキュラムの充実を図れると松山市が認めた場合は、WEB 会議システムを活用したオンライン形式を組み合わせたハイブリッド形式での開催も可能とする。
- ・東京都、大阪府で各 1 回、計 2 回開催すること。

（3）場所

- ・若者が参加しやすいよう、アットホームな雰囲気で飲食物の提供が可能な場所で実施することとし、本業務の予算内で軽食を用意すること。
- ・松山市と協議の上、会場を決定することとし、民間の貸会議室や地域団体が保有する施設等を使用する場合は、施設管理者の指示に従い、行うこと。

（4）開催日時

- ・参加者の誘導が効果的に図れるよう、松山市と連携を図り、愛媛県主催の移住フェア等の翌日にするなど、日程に配慮すること。時間は 2 時間程度を基本とする。

(5) 広報

- ・参加者募集などの情報が行き届くよう、WEB や SNS、インターネット広告など、独自のノウハウや手法を活用するとともに、関係機関等とも連携して、効率的かつ効果的に周知すること。
- ・イベント内容が的確に分かる、訴求力のあるチラシを PDF データにて作成すること。
- ・松山市の移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」や Instagram でも広報できるようバナー作成を行うこと。
- ・広告の内容、期間に関しては、事前に松山市と協議の上、行うこと。

(6) 関係団体や先輩移住者の手配

- ・参加者の誘導が図れるよう、松山市が承認した転職を支援している関係団体や先輩移住者などとの連携を図り運営すること。協力者との調整は、松山市と連携して行うこととし、旅費、謝金の支払いが必要な場合は、受託者が委託料から支払うこと。

(7) 申込受付

- ・申込フォーム等を作成し、参加申込の受付を行うこと。
- ・申込項目や内容については、松山市と協議の上、設定すること。

(8) アンケート及びレポートの提出

- ・交流会後に、参加者にアンケートを実施し集計結果を取りまとめること。アンケート項目や内容については、松山市と協議の上、設定すること。
- ・デジタルカメラ等により撮影を行い、電子データを松山市に提出すること。あわせて、移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」や Instagram で発信できるよう、レポートを作成すること。

【参考】○移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」

<https://matsuyama-kurashi.com/>

○Instagram 「いい、暮らし。まつやま」

https://instagram.com/iikurashi_matsuyama

(9) 運営

- ・企画立案や、会場の手配・設営、運営スタッフの手配、進行管理、参加者の募集等一切の業務を行うこと。
- ・当日は、司会進行や、会場設営、受付、タイムキーパーなどに従事できる人員を2名以上は、配置すること。

(10) その他

- ・参加費については、原則無料とすること。
- ・交流会終了後も、継続的な移住相談に繋げるための企画を提案すること。

2. 移住者交流会「まつやま日和(びより)」の開催 (松山)

移住者の生活への不安を解消し、定住につなげるため、移住者や移住検討者同士が交流する「まつやま日和」を以下のとおり行い、その様子を移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」や Instagram で発信する。

(1) 参加者

- ・各回、松山市内の移住者や移住検討者 40 名程度の参加を想定。想定人数を上回る応募があった場合は、松山市と協議の上、参加者数を決定すること。また、1 回は子育て世帯のみを対象とした交流会とすること。

(2) 回数

- ・計 4 回開催。その内 1 回は、ワークショップなど体験型のイベント形式にすること。

(3) 場所

- ・参加しやすいよう、アットホームな雰囲気の場所を松山市内で確保すること。
- ・松山市と協議の上、会場を決定することとし、民間の貸会議室や地域団体が保有する施設等を使用する場合は、施設管理者の指示に従い、行うこと。
- ・子育て世帯が参加する場合、お子様連れが安心して参加できるよう、キッズスペースを設置すること。

(4) 開催日時

- ・参加者の誘導が効果的に図れるよう、日程に配慮すること。時間は2時間程度を基本とする。

(5) 広報

- ・1 (5) に同じ

(6) 申込受付

- ・1 (7) に同じ

(7) アンケート及びレポートの提出

- ・1 (8) に同じ

(8) 運営

- ・1 (9) に同じ

(9) その他

- ・参加費については、原則無料とすること。

3. 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案も可能とする。

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4. 定期ミーティング（業務報告会）の実施

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等については、常に松山市と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務遂行がされるよう、定期ミーティングを行うこと。

〔7〕その他運営上の要件

1. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化すること。

2. 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

3. 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

4. 松山市事業との連動

松山市が行う各種プロモーション事業と必要に応じて連携・連動すること。

〔8〕成果品

■ウェブサイトやSNS で使用したテキスト、画像、動画データ等

※納品場所 松山市二番町四丁目7番地2

〔9〕契約に関する条件等

1. 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、本業務の一部については事前に書面にて報告し、松山市の承諾を得たときは、この限りではない。

2. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに松山市に譲渡するものとする。

(2) 松山市は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、受託者と協議の上、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

3. 業務の履行に関する措置

松山市は本業務(再委託した場合を含む)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に松山市に書面で通知しなければならない。

4. 機密の保持

受託者は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6. 仕様変更

やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ松山市と協議の上、承認を得ること。